

平成27年度から 65歳以上の人の 介護保険料を改定しました

亀岡市の介護保険事業を健全に運営していくために、介護サービスに係る費用などの現状を考慮して、平成27年度から29年度までの3年間の介護保険料を改定しました。

●改定のポイント

①基準月額の見直し

平成27年度～29年度の第1号被保険者(65歳以上の人)保険料の基準月額は5,196円です。

(参考：平成24～26年度基準月額 5,134円)

※実際の保険料は前年の所得によって異なります(下記の一覧を参照してください)。

②公費による保険料軽減の強化

介護保険法の改正により消費税を財源とした公費を投入して低所得者の保険料軽減を行う仕組みが設けられ、第1段階の保険料を軽減しています(軽減額などについては下記の一覧を参照してください)。

<平成27年度～29年度 65歳以上の人の介護保険料段階(所得段階)一覧>

所得段階	対象者	保険料	月額	年額
第1段階	生活保護を受給している人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	0.45 (※基準額×0.50)	2,338円 (2,598円)	28,056円 (※31,176円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.675	3,507円	42,084円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超えている人	基準額×0.75	3,897円	46,764円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.90	4,676円	56,112円
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超えている人	基準額×1.00	5,196円	62,352円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.20	6,235円	74,820円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	基準額×1.30	6,754円	81,048円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	基準額×1.50	7,794円	93,528円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の人	基準額×1.60	8,313円	99,756円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	基準額×1.80	9,352円	112,224円
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	基準額×2.00	10,392円	124,704円
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上の人	基準額×2.20	11,431円	137,172円

※第1段階の()内の保険料率・保険料は公費による負担軽減前のものです。

※実際の納付額は年額の10円未満を切り捨てた額になります。

平成27年度の保険料については、「介護保険料 納入通知書」をご覧ください(6月中旬頃 発送予定)。

問 市役所1階高齢福祉課(市役所22番窓口)TEL25-5182

(高齢福祉課)

認知症介護家族交流会 「ほっこりさん」

同じような経験をもつ人との出会いの場、介護や病気とのつきあい方のコツを見つける場、介護者に必要な息抜きの場でもあります。一人で悩まず、ご参加ください。申し込みは不要です。

と き 4月30日(木)

午後1時30分～3時30分

と ころ あんしん長寿センター
(ガレリアかめおがエイジレスセンター内)

対 象 認知症の人の家族▶認知症の家族を介護している人、または介護経験者

内 容 茶話会・相談会

※認知症の人と家族の会京都府

支部会員の方が、コーディネーターとして参加されます。

参加料 無料

問 あんしん長寿センター
TEL29-2133

(高齢福祉課)

ふるさとバス、コミュニティバスをご利用ください